

●香川県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称
丸亀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画道路事業 3・3・108号 土器線
- 3 事業施行期間
令和4年1月21日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 香川県丸亀市土器町東一丁目、二丁目及び三丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし